

# 一般社団法人仙台市薬剤師会

## 役員立候補の告示

(一社) 仙台市薬剤師会

会長 北村哲治

現在の役員（理事および監事）は定款第 28 条より西暦 2019 年 6 月の定時総会の終結を持って任期満了となり、その総会において、次期役員を選任を行うこととなっております。

つきましては、定款第 25 条および役員選任規則により下記の通り、次期役員立候補の届出を告示いたします。

### 記

#### 1. 役員数

理 事 20 名以上 25 名以内

※会長、副会長及び常務理事は理事の互選にて決定

監 事 2 名以上 3 名以内

#### 1. 任 期

西暦 2021 年の定時総会の終結まで

#### 1. 立候補の届出

西暦 2019 年 3 月 31 日までに文書にて（一社）仙台市薬剤師会事務局に届け出る

※下記届出用紙、またはホームページからダウンロードした用紙を使用してください。

※役員資格はホームページまたは事務局でご確認の上、立候補してください。

---

## 立 候 補 届

理 事  
一般社団法人仙台市薬剤師会の \_\_\_\_\_ に立候補いたします。

監 事

西暦 2019 年    月    日  
住 所

氏 名

Ⓜ

## お知らせ

(一社) 仙台市薬剤師会役員の資格は下記の役員選任規則、一般法人法を満たす必要があります。

一般社団法人仙台市薬剤師会役員選任規則 抜粋

(当選者の決定)

第8条 第6条の規定による投票の結果、得票数の上位者より当選者とする。この場合において、次の各号に従って決定しなければならない。

- (1) 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
  - (2) 監事には、理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。
  - (3) 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものは除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。
- 2 開票の結果、最下位当選得票数が同数のため、その定数を超える場合には、同数者の中から抽選により当選者を決定する。
  - 3 候補者が定数のときは、その信任の承認を総会において受けなければならない。

一般法人法 (役員の資格等) 抜粋

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法(平成17年法律第86号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成12年法律第129号)第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法(平成14年法律第154号)第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

- 2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。